

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (化学物質排出把握管理促進法) に基づく排出量等の第 5 回集計結果について

化学物質排出把握管理促進法に基づく PRTR 制度の第 5 回集計結果について、国（環境省・経済産業省）の公表に併せて、本県の概要と今後の対応についてお知らせします。

今回の集計結果は、平成 17 年度に事業者から排出された対象化学物質の排出量・移動量を取りまとめたものです。

本県における届出事業所数は 661 件（16 年度 673 件）であり、前年度と比較して 12 件の減少となっています。

届け出られた大気や水域等への排出量と下水道及び廃棄物への移動量の合計は 7,142 t（16 年度 7,049 t）であり、全国順位は 24 位（16 年度 23 位）でした。なお、16 年度より 93 t 増加しましたが、これは対象物質の廃棄物としての移動量が増加したことによるものです。

過去 4 回の集計結果と同様、全国の状況と比較し、「大気、公共用水域への排出量の割合が小さく、廃棄物としての移動量の割合が大きい」という特徴がみられました。

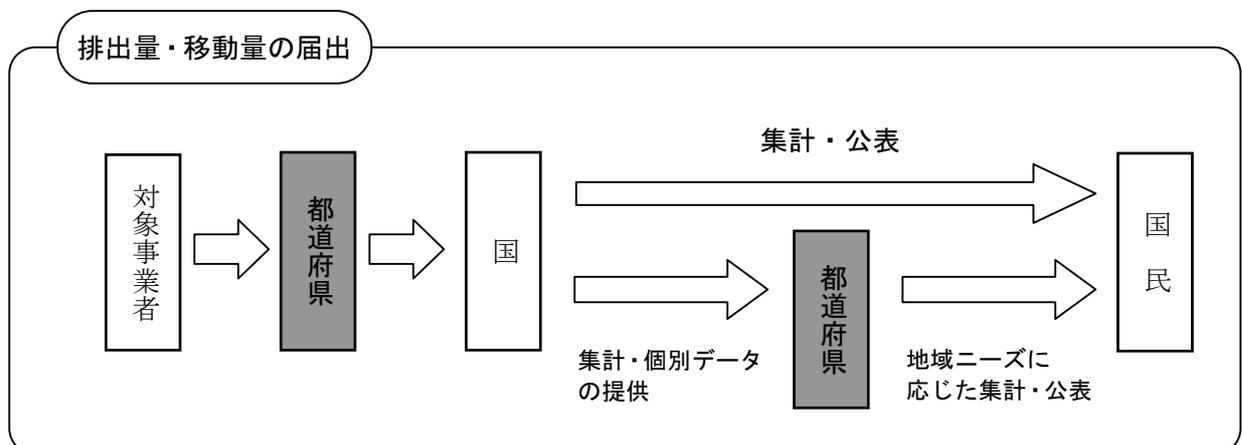
なお、この届出については電子媒体による届出が増加しており、電子届出が事業者に着実に浸透してきています。

1 PRTR 制度の概要

(1) 趣旨

PRTR (Pollutant Release and Transfer Register : 環境汚染物質排出移動登録)

人の健康や生態系に有害なおそれのある 354 の化学物質について、環境への排出量や廃棄物に含まれての移動量を事業者が自ら把握し、都道府県を經由して国に届け出るとともに、行政（国、都道府県）が届出データ等に基づき、排出量・移動量を集計、公表するしくみです。当初、平成 13 年 4 月に年間取扱量 5 t 以上の事業者による排出量等の把握が開始され、続いて 16 年 4 月からは年間取扱量 1 t 以上の事業者による排出量等の届出が開始されました。



(2) 施行スケジュール

- ・ 平成 11 年 7 月 化学物質排出把握管理促進法の公布
- ・ 平成 13 年 4 月 年間取扱量 5 t 以上の事業者による排出量等の把握開始
- ・ 平成 14 年 4 月 年間取扱量 5 t 以上の事業者による排出量等の届出開始
- ・ 平成 15 年 4 月 年間取扱量 1 t 以上の事業者による排出量等の把握開始
- ・ 平成 16 年 4 月 年間取扱量 1 t 以上の事業者による排出量等の届出開始
(PRTR 制度の全面施行)

2 届出状況

(1) 届出数

本県における届出数の推移は表 1 のとおりです。平成 17 年度第 5 回集計分の届出総数は 661 件と、全国の 1.6% を占め、工業県であることを反映し、北陸 3 県では最も多い件数でした。(石川県 550 件、福井県 420 件)

届出方法は、書面での届出が 361 件と 54.6%、電子媒体による届出が 300 件(磁気ディスク 22 件、インターネット 278 件)と 45.4% を占めています(全国 39.5%)。

年々電子媒体による届出が増加しており、届出が開始された 13 年度に比べると約 4 倍になっています。

表 1 届出数

届出媒体		届出数(件)					
		富山県					全国状況
		13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	17 年度
書 面		508	480	541	404	361	24,706
電子媒体	磁気ディスク	41	40	48	22	22	1,251
	インターネット	31	55	83	247	278	14,866
計		580	575	672	673	661	40,823

※ 平成 16 年 4 月の PRTR 制度全面施行に伴い、15 年度排出分集計から対象化学物質の取扱量要件が 5 t 以上から 1 t 以上に引き下げられています。

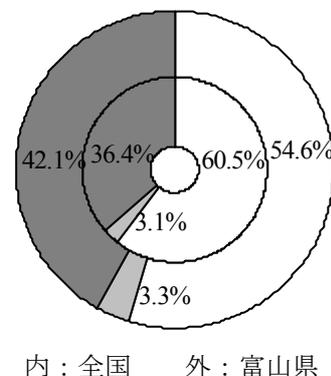
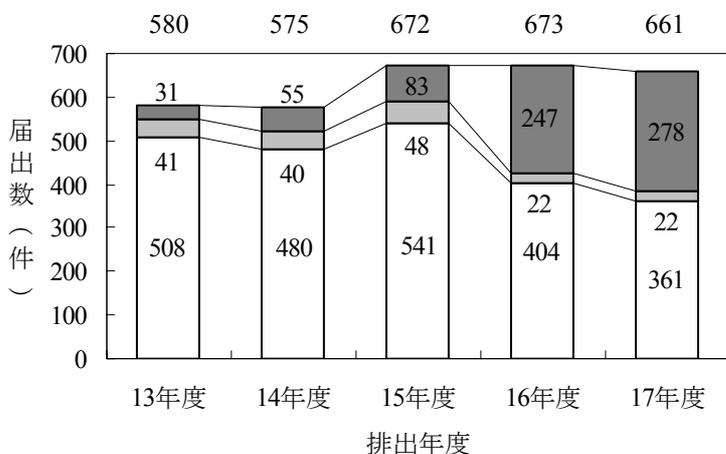


図 1 届出数の推移

図 2 届出媒体の比較

(2) 市町村別届出数

市町村別届出数については表2のとおりです。

市町村別では富山市が235件で最も多く、次いで高岡市が124件となっており、この2市で県内の届出の約半数を占めていました。

表2 市町村別届出事業所数 (件)

市町村名	届出数	市町村名	届出数
富山市	235 (-3)	舟橋村	1 (-1)
高岡市	124 (+6)	上市町	13 (±0)
魚津市	29 (-5)	立山町	9 (-1)
氷見市	20 (±0)	入善町	10 (-1)
滑川市	24 (-1)	朝日町	7 (-2)
黒部市	28 (-1)		
砺波市	35 (-2)		
小矢部市	23 (+2)		
南砺市	38 (±0)		
射水市	65 (-3)		

※ () 内は前年度比

(3) 業種別届出数

業種別届出数(上位5業種)については表3のとおりです。業種別に届出数をみると、過去4回の結果と同様、燃料小売業(ガソリンスタンド等)が293件と最も多く、次いで化学工業48件、金属製品製造業43件の順となっていました。

表3 業種別届出数(上位5業種)

H13	H14	H15	H16	H17
燃料小売業 273件(47.1%)	燃料小売業 272件(47.3%)	燃料小売業 291件(43.3%)	燃料小売業 296件(44.0%)	燃料小売業 293件(44.3%)
化学工業 ※ 47件(8.1%)	化学工業 ※ 47件(8.2%)	金属製品製造業 48件(7.1%)	化学工業 ※ 48件(7.1%)	化学工業 ※ 48件(7.3%)
金属製品製造業 38件(6.6%)	金属製品製造業 36件(6.3%)	化学工業 ※ 47件(7.0%)	金属製品製造業 42件(6.2%)	金属製品製造業 43件(6.5%)
下水道業 29件(5.0%)	下水道業 29件(5.0%)	自動車整備業 37件(5.5%)	自動車整備業 41件(6.1%)	下水道業 33件(5.0%)
産業廃棄物処分業 21件(3.6%)	一般廃棄物処理業 21件(3.7%)	下水道業 32件(4.8%)	下水道業 33件(4.9%)	自動車整備業 32件(4.8%)

※ 塩製造業、医薬品製造業、農薬製造業を含む。

3 排出量集計結果

(1) 届出排出・移動量

届出排出量及び移動量の集計結果については表4のとおりです。17年度分の排出・移動量の届出のあった化学物質の合計は、7,142tでした。

その内訳は、**大気、公共用水域への排出が2,869t (40.2%)**、**廃棄物及び下水道への移動量が4,273t (59.8%)**で、過去4回の集計結果と同様、全国の状況と比較し、廃棄物等への移動量の占める割合が大きという特徴がみられました。

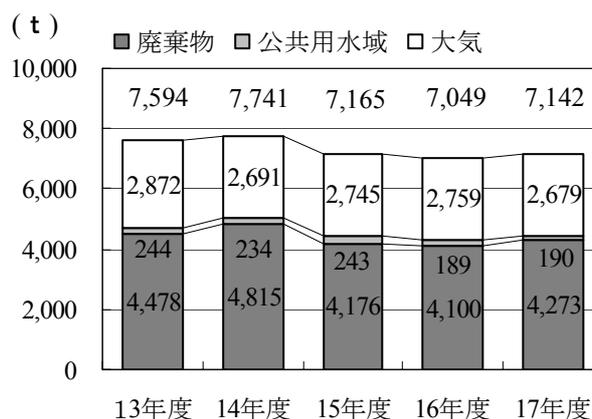


図3 排出量・移動量の推移

図4 排出量・移動量の推移

(単位: t)

		富山県					全国
		H13	H14	H15	H16	H17	H17
排出量	大気	2,872 (37.8%)	2,705 (35.0%)	2,745 (38.3%)	2,759 (39.1%)	2,679 (37.5%)	225,313 (46.0%)
	水域	244 (3.2%)	234 (3.0%)	243 (3.4%)	189 (2.7%)	190 (2.7%)	10,850 (2.2%)
	土壌	—	—	—	—	—	234 (0.1%)
	埋立	—	—	—	—	—	22,280 (4.6%)
	小計	3,116 (41.0%)	2,939 (38.0%)	2,987 (41.7%)	2,947 (41.8%)	2,869 (40.2%)	258,677 (52.8%)
移動量	廃棄物	4,478 (59.0%)	4,802 (62.0%)	4,176 (58.2%)	4,101 (58.2%)	4,273 (59.8%)	228,267 (46.6%)
	下水道	—	—	2 (0.0%)	—	—	2,688 (0.6%)
	小計	4,478 (59.0%)	4,802 (62.0%)	4,178 (58.3%)	4,101 (58.2%)	4,273 (59.8%)	230,956 (47.2%)
合計	7,594	7,741	7,165	7,049	7,142	489,633	

※ ・ 四捨五入の関係により個別値の合計が合計値と一致しない場合があります。
 ・ 排出量・移動量が1tに満たないものについては切捨てしています。

排出量の内訳をみると、**大気への排出量が大半を占めており**、上位を占める物質は、合成原料や塗料、接着剤などの溶剤として幅広く使用されている「トルエン(1,193t)」及び「キシレン(453t)」、主に金属洗浄などに使用される「塩化メチレン(ジクロロメタン)(368t)」であり、この3物質で大気排出量の4分の3を占めていました。

また、公共用水域への排出の上位を占める物質としては、ガラス繊維の製造や陶磁器のうわ薬として使用される「ほう素及びその化合物(47t)」、金属やガラスの表面加工及び樹脂原料として用いられる「ふっ素化合物及びその水溶性塩(34t)」、自動車の不凍液や繊維の原料として使用される「エチレングリコール(15t)」などが多くなっていました。

(2) 届出外排出量及び総排出量（推計値）

国では、届出対象外の事業所や自動車、家庭等からの排出量を推計し、「届出外排出量」として公表を行っています。富山県及び全国における推計結果は表5のとおりです。

県内の届出外排出量は 4,165 t であり、届出排出量と合計した総排出量は、7,034 t と全国の 1.2% を占めており、全国順位は 35 位でした。

表5 届出排出量及び届出外排出量

(単位：t)

	届出 排出量	届出外排出量					排出量 合計
		対象業種 ¹⁾	非対象業種 ²⁾	家庭	移動体 ³⁾	小計	
富山県	2,869 (40.8)	597 (8.5)	1,828 (26.0)	460 (6.5)	1,280 (18.2)	4,165 (59.2)	7,034 (100)
全国	258,677 (42.6)	58,525 (9.6)	110,537 (18.2)	55,033 (9.1)	124,025 (20.4)	348,119 (57.4)	606,796 (100)

1) 対象業種を営む事業者からの排出量であるが、従業員数、取扱量で届出対象とならないもの

2) 対象業種以外の事業者（農林漁業、サービス業）からの排出量

3) 自動車、二輪車等からの排出量

※ () 内は排出量合計を占める割合 (%) です。四捨五入の関係により個別値の合計が合計値と一致しない場合があります。

4 今後の対応

県では、今年度、事業者による化学物質の適正管理を一層推進するため、事業者（中小事業者を含む）が化学物質の管理計画を策定する際の手順や具体的な内容に加え、地域住民等に対するリスクコミュニケーションを行う際の参考事項を盛り込んだ「化学物質管理計画策定ガイドライン」を作成することとしています。

今後は、このガイドラインの普及・啓発活動を中心に、以下の対応を講じていきます。

(1) 化学物質管理計画策定ガイドラインの普及、啓発

化学物質管理計画策定ガイドラインに関する説明会を開催し、その内容を広く周知することによって、事業者による化学物質管理計画の策定を促進します。

(2) 事業者、県民への啓発

各種講習会、啓発資料等による PRTR 制度及びリスクコミュニケーションの普及に一層努めます。

(3) 電子媒体を利用した届出方法の普及・啓発

届出作業の効率、正確さの向上を図るため、電子媒体を利用した PRTR 届出の電子化を進めます。

5 その他

公表等についての詳細な情報は次のホームページをご参照下さい。

- 公表資料、PRTR 開示窓口及び開示請求の具体的な方法について

環境省 <http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>

経済産業省 http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html

(問い合わせ先)

富山県生活環境文化部長官環境保全課指導係

TEL 076-444-3144 (直通) FAX 076-444-3481